

○法務省令第八号

不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条、第二十六条及び第五十条並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項、第十六条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十七条、並びに関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣 三好 雅子

不動産登記規則等の一部を改正する省令
（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（会社法人等番号の提供を要しない場合等） 第三十六条 「略」</p> <p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。 〔3・4 略〕</p> <p>（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） 第四十八条 令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場</p>	<p>（会社法人等番号の提供を要しない場合等） 第三十六条 「同上」</p> <p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。 〔3・4 同上〕</p> <p>（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） 第四十八条 令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場</p>

合とする。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき、ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限り。

〔二〇五 略〕

〔項を削る。〕

(委任状への記名押印等の特例)

第四十九条 「略」

2 令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき、ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限り。

〔二〇五 略〕

〔項を削る。〕

(承諾書への記名押印等の特例)

第五十条 「略」

2 第四十八条第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と、同条第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるものとする。

合とする。

一 申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と同一であつて、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

〔二〇五 同上〕

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(委任状への記名押印等の特例)

第四十九条 「同上」

2 令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と同一であつて、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

〔二〇五 同上〕

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

(承諾書への記名押印等の特例)

第五十条 「同上」

2 第四十八条第一号第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第一号第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と、同項第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるものとする。

「項を削る。」

(添付書面の原本の還付請求)

第五十五条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面(磁気ディスクを除く。)の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号(第五十条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四十九条第二項第三号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

〔2〕9 略〕

(登記識別情報の失効の申出)

第六十五条 「略」

〔2〕10 略〕

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

のとする。

3|| 第四十八条第二項の規定は、前項において準用する第四十八条第一項の指定について準用する。

(添付書面の原本の還付請求)

第五十五条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面(磁気ディスクを除く。)の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第一項第三号(第五十条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四十九条第二項第三号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

〔2〕9 同上〕

(登記識別情報の失効の申出)

第六十五条 「同上」

〔2〕10 同上〕

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)及び第三項の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

<p>(登記識別情報に関する証明) 第六十八条 「略」</p> <p>〔2〕11 略</p> <p>12 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条(第一項ただし書を除く。)の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。</p> <p>〔13〕15 略</p> <p>(筆界特定添付情報) 第二百九条 「略」</p> <p>〔2〕3 略</p> <p>4 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならぬ。</p> <p>〔5〕6 略</p>	<p>(登記識別情報に関する証明) 第六十八条 「同上」</p> <p>〔2〕11 同上</p> <p>12 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条(第一項ただし書を除く。)の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)及び第三項の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。</p> <p>〔13〕15 同上</p> <p>(筆界特定添付情報) 第二百九条 「同上」</p> <p>〔2〕3 同上</p> <p>4 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならぬ。</p> <p>〔5〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及びその対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(鈷害賠償登録規則の一部改正)</p>	

第二条 鉅害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	<p>(添付書類等) 第二十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。</p> <p>4 「略」</p>	改正前	<p>(添付書類等) 第二十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものに限る。</p> <p>4 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(企業担保登記規則の一部改正)
 第三条 企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	<p>(会社法人等番号等の提供を要しない場合) 第五条 「略」</p> <p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならぬ。</p> <p>3 「略」</p>	改正前	<p>(会社法人等番号等の提供を要しない場合) 第五条 「同上」</p> <p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならぬ。</p> <p>3 「同上」</p>
-----	--	-----	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(船舶登記規則の一部改正)

第四条 船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合)
第二十一条 「略」

2 「略」

3 前二項の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならぬ。

(所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合)
第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農業用動産抵当登記規則の一部改正)

第五条 農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。))を申請する場合にあっては、第四十八条第五号を除く。、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第四百六十三号から第四百六十六号まで、第四百六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第四百六十八号(第一項を除く。)、第四百六十九号(第一項を除く。)、第四百七十条、第四百七十五条、第四百七十六条(第三項を除く。)、第四百七十八条、第四百七十九条、第四百八十一条(第二項第三号を除く。))から第四百八十二条の二まで、第四百八十三条第一項第二号及び第二項、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十八号、第四百八十九号(第一項を除く。)、第四百九十条から第四百九十二条まで、第四百九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第四百九十八号、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。))中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ及びロを除く。)、第四十八条(農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記(信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。))を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第四百六十三号から第四百六十六号まで、第四百六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第四百六十八号(第一項を除く。)、第四百六十九号(第一項を除く。)、第四百七十条、第四百七十五条、第四百七十六条(第三項を除く。)、第四百七十八条、第四百七十九条、第四百八十一条(第二項第三号を除く。))から第四百八十二条の二まで、第四百八十三条第一項第二号及び第二項、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十八号、第四百八十九号(第一項を除く。)、第四百九十条から第四百九十二条まで、第四百九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第四百九十八号、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第六十五条第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。))中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の

上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表「同上」

(夫婦財産契約登記規則の一部改正)

第六条 夫婦財産契約登記規則(平成十七年法務省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(準用)

第十一条 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第五十条、第五百一十一条、第五百十二条第一項、第一百五十三条から第一百五十五条まで、第八八十五条第一項、第八八十六条、第八八十八条、第八八十九条第一項前段並びに第八九十一条の規定は、夫婦財産契約に関する

改正前

(準用)

第十一条 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第一項第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第五十条、第五百一十一条、第五百十二条第一項、第一百五十三条から第一百五十五条まで、第八八十五条第一項、第八八十六条、第八八十八条、第八八十九条第一項前段並びに第八九十一条の規定は、夫婦財産契約に関する

る登記について準用する。

に關する登記について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年三月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鉦害賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五条及び第六十八条(これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。)並びに第二百九条の規定並びに第二条の規定による改正後の鉦害賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。